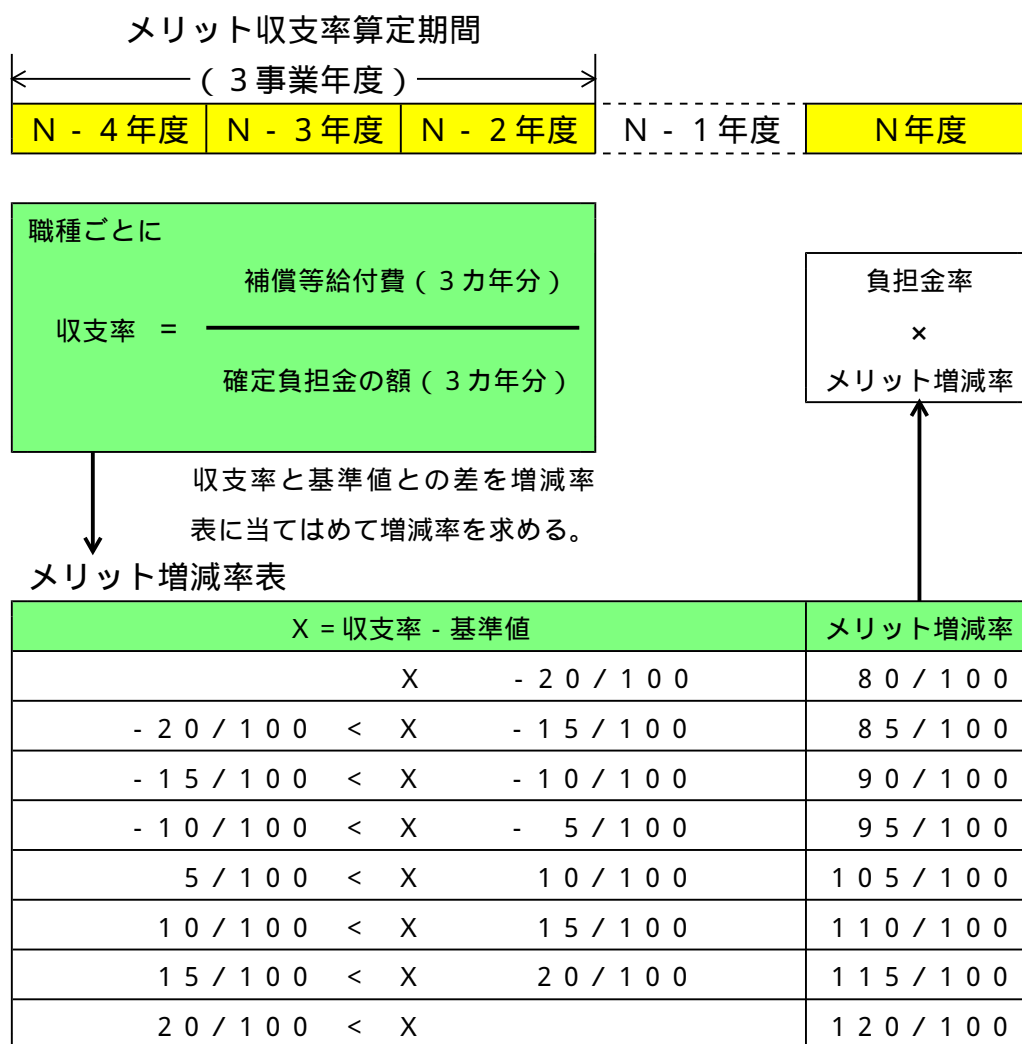


メリット制

(1) メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職種区分ごとに一律ですが、(2)のメリット制適用団体においては、任命権者の公務災害防止のための取組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、また、負担の公平を図るため、各団体の職員区分ごとに、メリット制適用事業年度の前事業年度前3事業年度の間（以下「メリット収支率算定期間」という。）の補償等の給付費（補償の支給額と福祉事業の支給額の合計額（以下「補償等給付費」という。））と負担金の割合（以下「収支率」という。）が当該職員区分の基準値を上回り、又は下回る場合には、± 20 パーセントの範囲内で、定款で定める負担金率を引き上げ又は引き下げる、メリット制を適用することとしています。

<メリット制の概要>



(2) メリット制適用団体及び職員区分

適用団体（業務規程第33条の2第1項）

適用団体は、次のとおりとなります。

- ・ 都道府県
- ・ 指定都市
- ・ 中核市
- ・ 特例市
- ・ 特別区
- ・ 指定都市、中核市又は特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合（以下「指定都市等加入一部事務組合等」という。）

適用職種（業務規程第33条の2第3項）

適用職員区分は、次に掲げる表のとおりとなります。

メリット制適用団体及び職員区分

適用団体 適用職員区分	都道府県	指定都市 中核市 特例市 特別区	指定都市等加入一部事務組合等
義務教育学校職員			
義務教育学校職員以外の教育職員			
警察職員			
消防職員			
電気・ガス・水道事業職員			
清掃事業職員			
その他の職員			

注：運輸事業職員及び船員は、メリット制の対象ではない。